

広島県告示第三百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年五月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
野々浜地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	地番	標柱番号
福山市	大門町八丁目	一五九三番	標柱一号
		一六〇二番一	標柱二号
		一五三一番二地先道路敷	標柱三号
		一五一九番一	標柱四号
		一五二九番一	標柱五号
		一五三〇番一	標柱六号
		一五八八番一	標柱七号
		一五九一番一	標柱八号